



全ト協発第61号（環）

令和2年5月18日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等 法令遵守の徹底について（再要請）

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長から「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」（令和2年5月15日付国自安第13号）再要請がありました。

トラック運送業界では、「トラック運送事業における総合安全プラン2020」において、「飲酒運転根絶」を目標に掲げ、関係者が一丸となり取り組んでいるところ、昨年5月に引き続きこうした通達の発出を受けたことは誠に遺憾であります。

もとより、事業用トラック運転者による飲酒運転は反社会的行為であり、これまで築き上げてきた荷主はもとより社会全体からの信頼性をも崩壊させるばかりでなく、トラック運送業界全体の社会的信頼性を著しく失墜させる極めて悪質なものであり、飲酒運転の防止等関係法令の遵守はトラック業界にとって喫緊の課題です。

また、トラック運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定・維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても業務の継続が求められ、感染症防止措置を講じたうえで、多くのトラックドライバーが日夜懸命に尽力し社会貢献を行っているなかで、こうした心ない一部のドライバーが惹起した飲酒運転により、行政当局から再通知を受けたことを重く受け止める必要があります。

つきましては、貴協会におきましても本通達の趣旨及び発出に至る背景等をご理解のうえ、傘下会員事業者等関係者一丸となって、下記事項の取り組みをさらに徹底され、トラック運送業界からの「飲酒運転根絶」に向けた取り組みのさらなる強化をよろしくお願い致します。

記

1. 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
2. 飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045

FAX：03-3354-1019

国自安第13号
令和2年5月15日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について（再要請）

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」（令和元年5月23日付け国自安第24号通知）を発出し、傘下会員事業者への飲酒運転防止の周知徹底を要請してきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は57件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。

また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています（速報ベース）。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。

つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、傘下会員企業に対して改めて周知徹底いただくよう、要請いたします。

国自安第24号

令和元年5月23日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

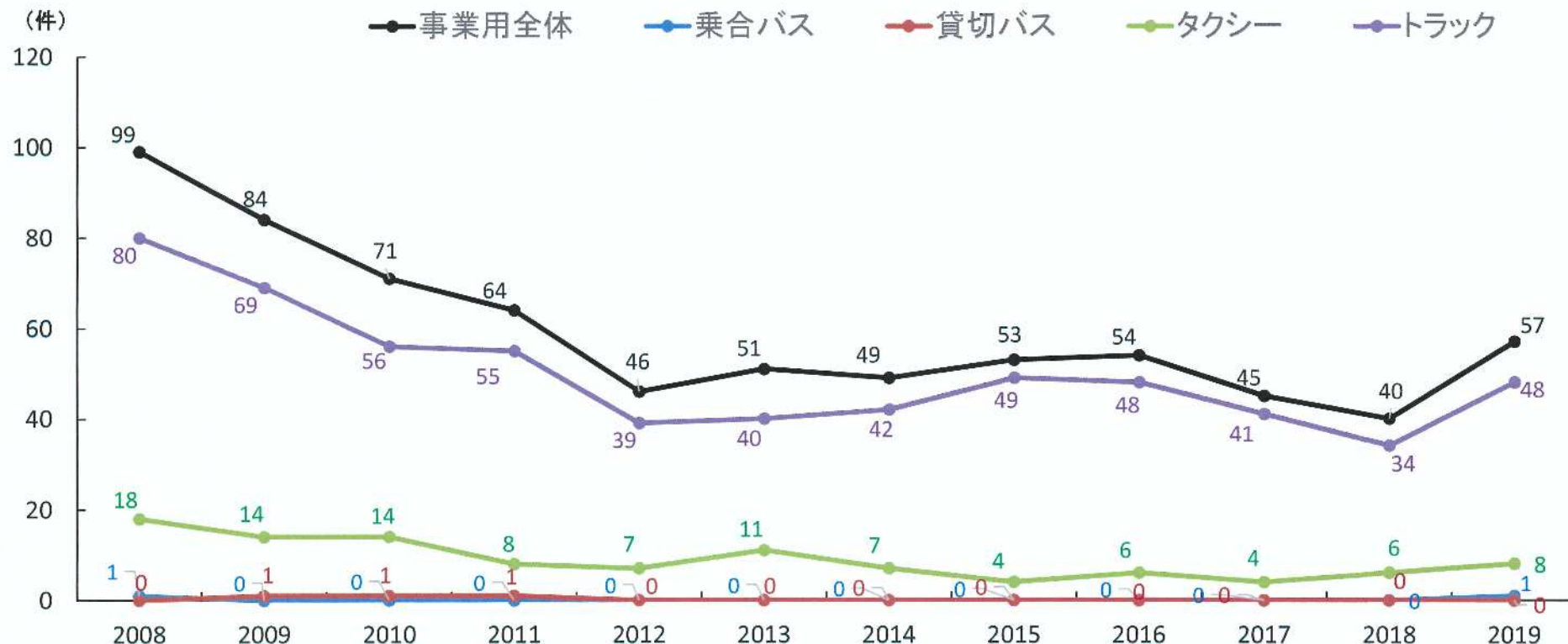
- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。

- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

○飲酒運転による事業用自動車の交通事故は、2012年以降は横ばい傾向であるが、2019年は**57**件発生し、前年(40件)に比べて増加(17件増)した。

○2019年に発生した飲酒運転による事故57件(前年比:17件増)のうち、トラックによる事故が48件(前年比:14件増)、タクシーによる事故が8件(前年比:2件増)発生している。

飲酒運転による事業用自動車の交通事故



出典:警察庁「交通統計」
(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

飲酒事故による事業用自動車の重大事故(速報)

令和2年5月15日現在

	発生日	曜日	時刻	発生場所	事業の種類	死傷状況		当時の状況
						死亡	軽傷	
1	1月20日	月	午前9時45分	千葉県	貨物			千葉県の県道の交差点において、同県に営業所を置くトラクタ・ポールトレーラが運行中、信号待ちで停車中の軽乗用車に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・ポールトレーラ運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
2	1月31日	金	午前10時10分	茨城県	貨物		1	茨城県の県道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行中の別なトラックに追突した。 この事故により、追突されたトラックの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラクタ・ポールトレーラ運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
3	2月10日	月	午後5時20分	千葉県	貨物			千葉県の神社敷地内において、鳥取県に営業所を置くトラクタ・バンセミトレーラが方向転換をしようとしたところ、当該神社の建物に接触した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・バンセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
4	3月17日	火	午後9時10分	愛知県	貨物		1	愛知県の国道において、都内に営業所を置く大型トラックが運行中、前方の乗用車に追突し、その弾みで当該乗用車が別の乗用車に追突した。 この事故により、当該トラックに追突された乗用車の運転者が死亡した。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
5	4月4日	土	午後8時55分	岩手県	貨物			岩手県の高速道路において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、中央分離帯のワイヤーロープに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
6	4月5日	日	午後8時15分	山口県	法人		1	山口県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、路肩の電柱に衝突した。 この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
7	4月6日	月	午前3時30分	東京都	個人		1	東京都の区道において、都内に営業所を置く個人タクシーが、アパートの外壁に衝突した。 この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出された。

	発生日	曜日	時刻	発生場所	事業の種類	死傷状況		当時の状況
						死亡	軽傷	
8	4月11日	土	午前5時50分	宮城県	法人			宮城県の町道において、同県に営業所を置く法人タクシーが、路外に逸脱した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該タクシーは、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
9	4月24日	金	午前8時58分	兵庫県	貨物		1	兵庫県の国道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、前方のバイクを追い越そうとしたところ、接触し当該バイクが転倒した。 この事故により、当該バイクの運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
10	5月2日	土	午後6時40分	千葉県	貨物			千葉県の駐車場において、愛媛県に営業所を置くトラック・コンテナセミトレーラが運行中、当該駐車場のポールに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック・コンテナセミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
11	5月10日	日	午後1時	大阪府	貨物			大阪府の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、左側フェンスに衝突した。 この事故により、荷物は散乱したが、負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
12	5月11日	月	午後3時30分	静岡県	貨物		1	静岡県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが運行中、前を走行していた車両に衝突した。 この事故により、衝突された車両の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
13	5月12日	火	午前7時55分	群馬県	貨物			群馬県の高速道路のパーキングエリア内において、新潟県に営業所を置くトラックが運行中、駐車中の別のトラックに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。